

## 議案第76号

### 平成23年度狭山市一般会計補正予算（第3号）

平成23年度狭山市一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200,251千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,241,641千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,389,885	33,419	6,423,304
	1 国庫負担金	4,981,130	33,123	5,014,253
	2 国庫補助金	1,365,911	296	1,366,207
16 県支出金		2,210,672	98,527	2,309,199
	1 県負担金	1,063,269	14,930	1,078,199
	2 県補助金	844,880	83,597	928,477
19 繰入金		2,792,896	68,305	2,861,201
	2 基金繰入金	2,668,492	68,305	2,736,797
歳入合計		49,041,390	200,251	49,241,641

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		8,890,696	5,440	8,896,136
	2 徴 税 費	734,313	5,440	739,753
3 民 生 費		16,067,760	156,451	16,224,211
	1 社 会 福 祉 費	6,713,416	143,071	6,856,487
	2 児 童 福 祉 費	7,158,046	13,380	7,171,426
4 衛 生 費		3,808,767	15,150	3,823,917
	1 保 健 衛 生 費	1,490,151	15,150	1,505,301
6 農 林 水 産 業 費		264,345	3,510	267,855
	1 農 業 費	264,345	3,510	267,855
8 土 木 費		8,546,194	23,000	8,569,194
	3 都 市 計 画 費	6,908,020	23,000	6,931,020
10 教 育 費		4,767,426	3,300	4,764,126
	2 小 学 校 費	1,284,177	16,000	1,300,177
	3 中 学 校 費	555,598	25,000	530,598
	4 幼 稚 園 費	373,616	5,700	379,316
歳 出 合 計		49,041,390	200,251	49,241,641

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	祇園保育所建替事業	31,850

第3表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
笹井保育所及び狭山台南保育所給食調理業務委託事業費	平成23年度から 平成28年度まで	170,000千円

平成23年11月28日提出

狭山市長 仲川 幸成